

## 国は放射性物質による環境汚染防止法を整備せよ！

### 放射性物質による環境汚染防止が骨抜きにされている原因

環境基本法第13条では「（放射性物質による大気汚染等の防止）を原子力基本法その他の関係法律で定めるところによる」とあります（資料1）。ところが原子力基本法ではこの条項を具現化する条項がありません。少し近いかと思われるものは原子力基本法の第20条（放射線による障害の防止措置）ですが、これは放射性物質から環境を守る視点のものではありません「公共安全を確保する」とありますが、これは「大気、水質、土壌の環境汚染防止」とは受け取れません（資料2）。関連法律として放射線障害防止法を見ると、「放射性同位元素の取扱等による放射線障害の防止と公共安全」が目的となっており、放射性物質による環境汚染防止については目的になっていません（資料3）。

核燃サイクルに係わり「原子力基本法」があり、基礎研究や放射性同位元素取扱に係わり「放射線障害防止法」が中心となる法律となっています。この2法律で環境基本法第13条を具現化する条項がありません。これは法律の整合性を欠く大きな問題ではないでしょうか。

念のため、経産省総合資源エネルギー調査会、原子力安全保安部会の小委員会を確認しましたが、放射性物質の環境汚染防止について検討している委員会は見あたりませんでした。（資料4）

また、文部科学省の原子力安全情報を確認しましたが、放射性物質による環境汚染防止については審議している委員会はありませんでした（資料5）。「環境放射能評価検討会」では文科省の環境放射能調査に係わる評価検討と測定法について検討を行っており、評価基準は不明確であり、公表してよいかどうか事前審査を行っている機関のようです。

環境基本法に基づく水質汚染防止法や大気汚染防止法などでは、各種化学物質について海域、河川湖沼、大気などの環境基準が定められ、事業所からの放出口からの濃度基準や総量規制が定められています。また、環境アセスメントや損害賠償についても明文化されています。これに対して、放射能の規制は環境基本法第13条が行方不明になってしまい、環境規制が全くなされておらず、事業所の放出口規制も一部を除き不備なまま環境アセスメントもせずに強引に原子力政策が推進されているのです。

原子力利用の推進や科学技術の振興を標榜する経産省や文科省が規制の役割を担うためこのように放射能に係わる環境汚染防止の視点についてはおざなりになっています。

早急に環境の放射能汚染防止に係わる法整備が望まれます。現在のような、原子力の推進機関が監視をするようなやり方ではなく、放射能についても環境基本法の規制対象として明文化し、環境省が規制主体となり測定監視をするべきではないでしょうか。

このままですと、原子力や学術振興の影で放射能による環境破壊が進行するばかりです。法律が未整備なままでは監視や取締りはできません。

放射性物質に係わる法整備に関しては決して、産業優先であってははいけません、真に周辺住民や生活をする人々が健康で文化的な生活ができることを第一に世界の模範となるこの「環境の世紀」にふさわしい豊かな未来社会を見据えた法律制定をしてほしいものです。

(資料1) **環境基本法** 第1章 総則

(放射性物質による大気の汚染等の防止)

**第十三条** 放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、[原子力基本法](#)（昭和三十年法律第百八十六号）その他の関係法律で定めるところによる。

(資料2) **原子力基本法** \*環境基本法第13条に基づく条項は見あたらない。下記は主旨が違う。

第八章 放射線による障害の防止

(放射線による障害の防止措置)

第二十条 放射線による障害を防止し、公共の安全を確保するため、放射性物質及び放射線発生装置に係る製造、販売、使用、測定等に対する規制その他保安及び保健上の措置に関しては、別に法律で定める。

(資料3) **放射線障害防止法** (放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律)

(目的) この法律は、[原子力基本法](#)（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によって汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(資料4) 経産省小委員会の構成

\* **放射性物質の環境汚染を検討する委員会が見あたりません**

総合資源エネルギー調査会

原子力安全・保安部会 の基に 15 の小委員会、2 の検討会がある

(基本政策、原子炉安全、核燃料サイクル、廃止措置、廃棄物安全、耐震・構造設計、原子力防災、INES 評価、原子力安全条約、電力安全、検査、高経年化、廃棄物等安全条約、原子力規制法制定、リスク情報活用、原子力発電設備の健全性評価、原子力安全基盤 (美浜 3 号機事故調査)) さらに小委員会の基にワーキンググループが多数ある。

(資料5) 文科省に係わる審議会等の構成

放射線審議会、放射線審議会基本部会

原子力安全規制等懇談会 研究炉安全規制検討会

放射線安全規制検討会

原子力防災検討会

環境放射能評価検討会

\* 環境放射能評価検討会

我が国の環境放射能調査をより有効に実施するため、総合的に環境放射能調査等の結果を検討し、必要に応じて調査内容の評価を行うことを目的とする。

2008.1 三陸の海を放射能から守る岩手の会